



## ★成年年齢18歳に！

140年ぶりの民法改正で、  
変わること、変わらないこと

年度替わりの4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。現在高等部3年生の皆さんは、この日から一斉に成年となり、高等部2年生以下の皆さんは、18歳の誕生日を迎えると同時に順次成年となっていきます。明治9年以来となる法改正により、具体的に何が変わり何が変わらないのかを、広く一般に関係するものから、養護学校在籍者に深く関係するものまでまとめてみます。

変わること (18歳からできるようになること)	変わらないこと (20歳まで据え置かされること)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>契約行為(親の同意なしでの契約)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話</li> <li>ローン</li> <li>クレジットカード</li> <li>アパートを借りる 等</li> </ul> </li> <li>・<b>10年有効のパスポート取得(未成年は5年)</b></li> <li>・<b>国家資格の取得</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公認会計士、司法書士、行政書士等</li> </ul> </li> <li>・<b>結婚年齢</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性は16歳から、男性は18歳から</li> <li>親権者の同意があれば、結婚できる</li> </ul> </li> <li>・<b>性別取り扱いの変更審判</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>性同一性障害の人が、性別取り扱いの変更申請ができる</li> </ul> </li> <li>・<b>少年法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>18歳と19歳は「特別少年」と位置付けられ、引き続き保護されるが、もし起訴されると、実名や顔写真の報道が可能となる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>飲酒</b></li> <li>・<b>喫煙</b></li> <li>・<b>公営ギャンブル(競馬、競輪等)</b></li> <li>・<b>養子を迎える</b></li> <li>・<b>大型中型自動車免許の取得</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>8t以上のトラックやマイクロバスの運転免許</li> </ul> </li> </ul>

成年年齢の引き下げに伴って社会的に最も危惧されている点は、契約に関するものです。未成年の間は「未成年者取消権」があり、親の同意を得ずに行なった契約は取り消すことができますが、法改正以降の18歳以上で行なった契約は、

クーリングオフ期間を過ぎれば取り消すことができなくなります。

養護学校卒業生の間でも、卒業後のよくあるトラブルの一つが契約に関するものです。中には、クレジットカードの債務残高が積もりに積もって、法定整理にまで至ったケースもあります。消費者トラブルを避ける取り組みが、早い段階から大切になります。

### 〈進路支援に関連して〉

#### ・進路決定の最終局面は、

- 企業就労の場合は、雇用契約
- 福祉サービス利用の場合は、利用契約

- ・契約は、高等部3年生の卒業前後に行なうのが通例のため、大半の生徒は成年として本人が契約主体になります。
- ・進路決定に至るプロセスにおいては、これまで通り、保護者の皆様に深く関わっていただきながら進めていくことになると思いますが、「本人の意思」(周りが汲み取ったものを含める)や意思決定支援がこれまで以上に重要なことになると言えます。

余談ですが、成人式は、受験や就職準備の時期

と重なることを避けるため、20歳になってから

行なう予定の自治体が圧倒的に多いようです。

これらを結ぶことで完結します。